

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施 設	職 員	調整数	施 設	職 員	調整数
(略)			(略)		
上記以外の新潟 県立病院及び看 護専門学校	(略)		上記以外の新潟 県立病院及び新 潟県立病院附属 看護専門学校	(略)	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。